

平成24年度事業計画書

【事業部：公益事業、収益事業】

平成24年度における特例財団法人首都高速道路厚生会事業部の事業計画を、以下の通り定める。

<予算（収入）規模>

(単位：千円)

	平成24年度予算	前年度予算	差引(対前年度比)
一般会計(1)(公益事業)	35,861	33,742	2,119 (106.3%)
一般会計(2)(収益事業)	45,688	45,728	▲40 (99.9%)
合計	81,549	79,470	2,079 (102.6%)

<一般会計（1）（公益事業）>

一般会計(2)（収益事業）からの繰入金34,256千円により、「首都高速道路関連地図の作成」、「交通安全フェアへの協賛」及び「交通遺児等の育成支援寄付」を公益事業として実施する。

<一般会計（2）（収益事業）>

会員の福利厚生の一環として事務所に自動販売機を設置しており、その管理販売手数料を収入として計上。また、一般共済事業より貸付金利息収入及び生損保保険料集金取扱手数料35,666千円を繰入金収入として計上。

これらの収入45,688千円のうち、一般会計(2)（公益事業）へ公益事業を実施するための予算として34,256千円の繰入を実施する。

平成24年度事業計画書

【共済部：一般共済事業、特別共済事業】

平成24年度における特例財団法人首都高速道路厚生会共済部の事業計画を、以下の通り定める。

<予算（収入）規模>

(単位：千円)

	平成24年度予算	前年度予算	差引(対前年度比)
特別会計(1)(一般共済事業)	333,786	322,200	11,586 (103.6%)
特別会計(2)(特別共済事業)	859	840	19 (102.3%)
合計	334,645	323,040	11,605 (103.6%)

<特別会計（1）（一般共済事業）>

カフェテリアプラン、共済給付及び共済貸付等の一般共済事業を、会員からの会費収入及び事業主からの助成金収入等をもって実施する。

貸付金利息及び保険取扱手数料35,666千円を、一般会計(2)（収益事業）への繰入金支出として計上。

<特別会計（2）（特別共済事業）>

労災等不測の事態時には、特別支出による対応。

平成24年度事業計画書

【公益法人改革関係】

特例財団法人首都高速道路厚生会は、公益法人改革に伴い平成25年4月に一般財団法人の認可を得るため、本年8月～9月に認可特定保険業を取得し、10月初めには一般財団法人移行のための認可申請を行う。